令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運営業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契 約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日(月)まで

3 目的

埼玉県(以下「県」という。)では、地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を受け、地球温暖化対策を更に推進していくため、令和5年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を改正し、2050年の将来像としてカーボンニュートラルの実現を掲げるとともに、2030年度における県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減に引き上げたところである。

とりわけ、産業・業務部門においては県内企業の大半を占める中小企業等のCO2削減の取組は大変重要な課題である。

そこで、省エネ診断や事例発表会の実施により中小企業等が取り組みやすい運用改善・ 設備投資による省エネルギー対策を促進し、同事業の円滑な実施のための運営業務を委託 するものである。

【参考:省エネナビゲーター事業の概要】

- 1 省エネナビゲーター事業は、中小企業等からの要請に基づき省エネナビゲーターを 県内事業所に派遣し、省エネ診断やフォローアップ等を行うことにより、中小企業等 の省エネルギー対策を促進し、もって県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを 目的とする。
- 2 省エネナビゲーター(以下「ナビゲーター」という。)とは、エネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用(以下「省エネ等」という。)に関し、専門的知識・経験を有する者として県に登録された者をいう。

○省エネナビゲーター登録者数 37人(令和6年3月1日現在)

- 3 省エネ診断とは、ナビゲーターが直接事業所を訪問し、電気やガスなどエネルギー の使用状況を実地に把握した上で、省エネ等に関する提案や技術的な助言を行うこと をいう。
- 4 令和6年度中小企業等カーボンニュートラル促進事業費 省エネナビゲーター運営業務委託料 10,046,000 円 (ナビゲーター謝金 5,975,000 円を含む)

○省エネナビ診断 75回実施

4 委託業務の内容

(1) 省エネナビゲーター事業の実施

「埼玉県省エネナビゲーター事業実施要綱(平成23年7月21日施行)」に基づき、 以下の業務を行うとともに、中小企業等からの申込み受付後、それぞれア〜オまでの業 務を概ね2か月以内に完了すること。また、実施に当たっては、管理表を作成し、適切に 進行管理を行うこと。

令和6年度は、75件の省エネ診断の実施を予定している。省エネ診断件数の増加のため、省エネ診断やそのメリットを幅広く周知することや、クの相談対応や簡易診断(別紙参照)の受診者を省エネ診断の申込みに誘導するなどにより、目標件数の達成に努めること。

- ア 省エネ診断を希望する中小企業等からの省エネ診断申込書の受付
- イ 中小企業等と派遣予定のナビゲーターとの派遣日程等の調整
- ウ 派遣するナビゲーターに対し業務依頼書の送付
- エ ナビゲーターの業務報告書(診断レポート)の受理
- オ 診断レポートの中小企業等への送付
- カ ナビゲーターに対する謝金の支払い 県が作成するナビゲーター謝金支払要領に基づき、省エネ診断又はクの簡易診断結 果に係る解説・助言を完了したナビゲーターに、源泉徴収の上、謝金を支払う。
- キ 過去に受診した中小企業等のフォローアップ (事後確認、再提案)
- ク 相談窓口の設置及び簡易診断の実施
 - 中小企業等からの省エネ診断に関する電話、WEBによる相談窓口を常設し、以下の手順により相談対応を行うこと。なお、電話による相談窓口の開設時間については、平日午前9時から午後5時を基本とし、県との協議により決定する。
 - ① 省エネ診断について概ね理解している中小企業等に対しては、そのまま省エネ診断の申込みを受け付ける。
 - ② 省エネ診断についての理解の浅い中小企業等に対しては、省エネ診断の概要やカーボンニュートラルの必要性、省エネ診断のメリット等を説明し、理解をいただいた上で省エネ診断の申込みを受け付ける。
 - ③ カーボンニュートラルに向けて何をしたらよいか分からない、省エネ診断について一から知りたいといった中小企業等に対しては、県が作成する簡易診断ツール(別紙参照)を用いてセルフチェックをしてもらい、簡易診断結果についてナビゲーターに依頼し30分から1時間程度の解説・助言をしてもらうとともに、さらに詳しい診断を希望する中小企業等に省エネ診断の受診を促すものとする。

簡易診断結果に係るナビゲーターによる解説等は、75件を想定している。

(2) 省エネナビゲーター事業の活動支援

(1) の業務を円滑に実施するため、ナビゲーターを適切にサポートするための以下の業務を行う。

ア ナビゲーター活動の支援

- (ア)診断レポート作成支援 診断レポートの具体的な記載内容等の指導
- (イ) オンライン会議等開催支援 ナビゲーターが中小企業等に補足説明を行う際のオンライン会議の開催等
- (ウ) 計測器等貸出支援 診断の際に有効な計測機器や省エネに関する専門書等の貸出し
- イ 診断レポートの審査

「省エネ診断レポートの形式審査について」に基づき、診断レポートが「省エネ診断レポートフォーマット」及び「省エネ診断レポート作成の手引き」に適合しているかの形式審査を行い、県の確認を受けること。

ウ ナビゲーター研修会の開催

ナビゲーターを対象に、省エネ診断員としての資質向上を目的とした研修会を2回 開催する。なお、開催時期及び実施内容については事前に県と協議すること。

エ ナビゲーターの掘り起こし・育成

令和6年度は、3~5人程度のナビゲーターの新規確保を目標とし、ホームページ 等による募集案内に加え、受託者の持つネットワークの活用や新たな勧誘分野を開拓 により周知・働きかけに努めるとともに、ナビゲーター登録希望者への概要説明、県 との面談の調整等を行うこと。

オその他

委託業務期間を通じ、省エネナビゲーター事業の課題抽出に努め、効率的・効果的な実施、省力化に向けた工夫・実践を行うこと。

(3) 省エネ診断モデル事例等の発信

中小企業等の省エネルギー対策を促進するには、モデルとなる取組等を発信し、多くの中小企業等がそれを参考に取組を進められるようにすることが必要である。そのため、次のことを行う。

ア 省エネ診断実施企業のアンケート調査の実施

過去に省エネ診断を実施した中小企業等のアンケート調査を実施する。

令和6年度のアンケート調査対象は、令和4年度に省エネ診断を実施した58企業とする。

イ モデル事例の選定

表1の対象企業のうちから特徴的かつ多くの企業に参考になるような診断結果が得られた中小企業等を少なくとも表1右欄の数以上選定し、県と協議の上、6社程度を選定する。選定に当たっては、特定の業種、規模及び地域に偏らないようにすること。なお、特徴的かつ多くの企業に参考となるような取組であるかは表2の視点から判断し、各企業の選定理由を具体的に県に示すこと。

表1 モデル事例の対象とその最低提案数

対象企業	数
令和5年度までに県の省エネ診断を受診した中小企業等	3社
令和6年度に県や国の省エネ診断を受診した又は受診予定の中小企業等	3社

表2 特徴的、多くの企業に参考となる取組であるかの判断の視点

11/2 1 = 2/11/2 1 = 2/11/2 2 = 2/11/2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2 2 = 2/11/2		
	判断する視点	
特徴的	新規性、先進的、目標設定が明確であり計画性・継続性があ	
	る、CO2削減効果・コスト削減効果が顕著 等	
多くの企業に	他社でも取組可能、ホームページで情報発信している、社内の	
参考となる	意識醸成方法に工夫がある、現地見学が可能等	

ウ 事例発表会の開催

上記アで選定したモデル事例を共有するため、事例発表会を2回行う。 受託者は事例発表会の企画・運営を主体的に行う。 実施に当たっては次の点に留意する。

(ア)参加者各回100名以上の規模で、表3の内容を盛り込み、効果的な情報発信、 情報共有、参加者の交流の機会となるよう、企画し、実施する。

表3 1回の事例発表会に盛り込む内容とその回数

内容	回数
基調講演	1回
上記アで選定したモデル事例候補企業による事例発表	2 社程度
個別相談会	1回

- (イ) 日時、内容は、県と協議の上決定する。
- (ウ) 実施方法に応じ、会場の確保等を行い、費用は受託者の負担とする。
- (エ) 基調講演のテーマは、中小企業等の省エネルギー対策とし、モデル事例を発表する企業は、基調講演の内容との親和性を考慮した上で決定すること。
- (オ) 受託者は参加者の募集を主体的に行う。募集に当たっては広報用のチラシを作成 し、費用は受託者の負担とする。募集の方法について県と協議し、県は、県ホーム ページでの募集告知等、募集に協力する。
- (カ) 資料、参加者アンケート等の配布物は、できる限りペーパーレスとし、県と調整の上、受託者が作成、配布する。なお、資料には、上記イで選定した企業の他の参考となるような情報を盛り込む。
- (キ)発表会当日の会場設営、受付、進行、アンケートの実施、写真撮影等必要な業務 を行う。
- (ク)発表会終了後1か月以内又は委託期間末日のいずれか早い日までに、実施報告書 を電子データで提出する。
- (ケ) 実施報告書には、実施概要のほか、アンケート結果、当日の資料、参加者一覧及 び記録写真を添付する。

工 情報発信

上記アで選定したモデル事例や取組支援に関する最新情報の提供をホームページ等により行うとともに、省エネナビ診断件数の増加や中小企業等の省エネルギー対策促進につながるための独自の取組があれば提案すること。

(4) 県との連絡調整

受託者は、県との連絡調整会議を3回実施するほか、必要に応じて打合せを行う。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行に当たり、県と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合

はこの限りではない。

- (3) 受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める 受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為 及びその結果についての責任を負うものとする。
- (4) 受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本 委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が 生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)について、本委託業 務開始時に県に報告する。
- (9) 再生紙(グリーン購入法適合製品であり総合評価値80以上)の印刷用紙の使用に努める等、埼玉県グリーン調達推進方針を踏まえ、業務を実施する。
- (10) 受託者は、本委託業務終了後、引継ぎを適切に行うとともに、県にデータを提供する。
- (11) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議して、決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の精算払いとする。 ナビゲーター謝金に不用額が生じた場合は、委託料から差し引く。
- (2) 本業務終了後、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を県に返納するものとする。

(参考) 本事業において県が抱えている課題

1 省エネ診断件数の増加について

〈省エネ診断件数実績〉

令和3年度:42件、令和4年度:58件、令和5年度:37件

令和6年度目標:75件

令和5年度の省エネ診断件数が減少した理由は、令和3、4年度は県の補助金受給の要件としていたが、令和5年度はその要件がなかったことが理由の一つと考えられる。省エネ診断件数を増加させるためには、改めて、制度の幅広い周知や省エネ診断受診のメリットのアピールが必要と考えている。

・制度の幅広い周知について

周知は、これまで、県ホームページ、各種セミナー等で行ってきたところであるが、 その他、効果的な周知や関係団体等への個別働きかけが必要と考えている。

また、中小企業等が省エネ診断に関心を持つきっかけの一つとして、県では、中小企業等からの電話、WEBによる相談に対応できる簡易診断ツールの作成を検討しており、これらの活用により、省エネ診断を勧めることも考えられる。

・省エネ診断受診のメリットのアピール

昨今のエネルギー価格・電気料金高騰に対し、省エネ診断による運用改善や設備投資がCO2排出削減はもとよりコスト削減に直結することをアピールする。

特に、設備更新は、初期投資がかかるものの維持管理コストが軽減され長い目で見ればトータルコストが逆転し、初期費用も一定年数で回収可能となることの理解されることも必要である。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、省エネ診断をきっかけに、計画的、継続的な取組を促進していく必要があると考えている。

2 省エネナビゲーターの確保・育成について

現在、県に30名程度の省エネナビゲーターが登録しているが、ナビゲーターごとの派遣件数に偏りが見られ、省エネ診断件数の増加に対応できる省エネナビゲーターの確保、派遣件数の平準化が求められる。

今後も、本事業を安定的に継続していくためにも、新たな勧誘分野を開拓するなど新規 ナビゲーターの掘り起こしと育成に力を入れる必要があると考えている。

3 その他

省エネ診断は、県だけでなく、国や民間企業も行っており、これら他の省エネ診断との 有機的な連携も図る一方で、県の制度ならではの差別化を図っていく必要がある。

省エネナビゲーター事業のさらなる深化、効率的・効果的な実施、省力化などを進める ため、内容の拡充や新たな手法の展開を積極的に提案いただきたい。